

令和 7 年度

茨城県介護支援専門員実務研修受講試験実施案内

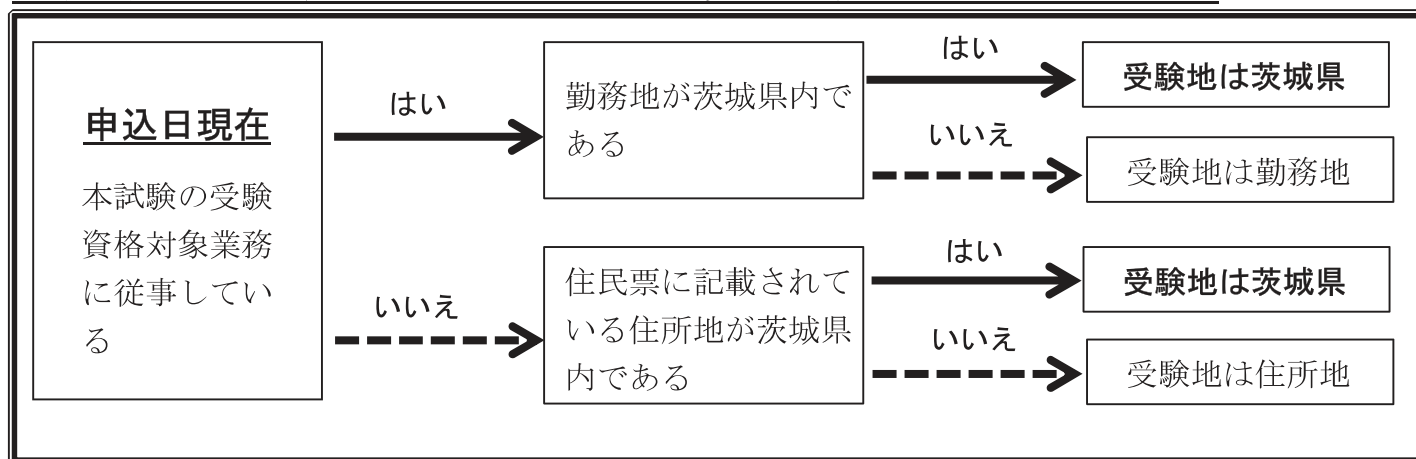
〈試 験 日〉 令和 7 年 1 0 月 1 2 日（日）

〈願書受付期間〉 令和 7 年 5 月 2 6 日（月）～ 6 月 2 5 日（水）

* 簡易書留にて郵送されたもののみ受付

* 当日消印有効（受付期間外の消印のものに
ついては一切受付いたしません）

※受験地を間違えて申し込んだ場合は受付できません。



〈問 い 合 わ せ〉

電話 029-227-1215

9時～12時・13時～16時30分（土・日・祝日を除く）

〒310-0021 茨城県水戸市南町3-4-10

水戸FFセンタービル6階

公益財団法人 介護労働安定センター茨城支部



は じ め に

介護支援専門員実務研修受講試験は、介護支援専門員の養成にあたり、介護支援専門員実務研修を受講する前段として、事前に必要な専門知識等を有していることを確認するために行うものです。

この「実施案内」では、令和7年度茨城県介護支援専門員実務研修受講試験の実施及び受験申込みに必要な事項や書類等についてご案内します。

介護支援専門員とは

要介護者等の相談に応じ、及び要介護者等がその心身の状況等に応じ各種サービス事業者等との連絡調整を行う者であって、要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識及び技術を有するものとして介護支援専門員証の交付を受けたものと位置付けられています。

介護支援専門員は、試験に合格し実務研修を修了した後も、現任者としての研鑽を必要とし、社会的責任を担う専門的な仕事です。

介護支援専門員実務研修受講試験を受験できる者

保健・医療・福祉分野において、対象となる法定資格に基づく業務、または別に定める相談援助業務に従事する期間が通算で5年かつ900日以上の実務経験を満たしている方となります。実務経験の期間とは、資格に基づく要援護者に対する直接的な対人援助を行った期間を通算して算定します。

※ 詳しくは、9～12ページ「受験資格要件」等を確認するとともに、15ページからの「受験に関するQ & A」も併せてご参照ください。

介護支援専門員実務研修受講試験

目 的	介護支援専門員の業務に関する演習等を主体とする実務的な研修を行うに際し事前に必要な専門知識等を有していることを確認する
内 容	介護支援分野、保健医療福祉サービス分野に関する必要な専門的知識等
実施主体	茨城県が指定する法人(公益財団法人 介護労働安定センター茨城支部)



(試験合格)

介護支援専門員実務研修

目 的	介護保険制度の適切かつ円滑な運営に資するため、必要な知識及び技能を有する介護支援専門員の養成を図る
内 容	厚生労働省で定められたカリキュラムを基に、原則オンラインによる研修の予定
実施主体	茨城県が指定する法人(一般社団法人茨城県介護支援専門員協会)
日 程	令和7年12月から令和8年4月(予定)にかけて、17日間程度(計87時間以上)の研修が行われる予定



(研修修了)

茨城県介護支援専門員登録申請

茨城県介護支援専門員証交付申請



(申請後、約1～2か月)

茨城県から介護支援専門員証が交付される

【注】介護支援専門員になるためには、本試験に合格し、その後に行われる実務研修を修了しなければなりません。

実務研修修了後、介護支援専門員登録を行い、介護支援専門員証の交付を受けて、はじめて介護支援専門員の業務に就くことが出来ます。

目 次

試験願書提出までの流れ	1
令和7年度茨城県介護支援専門員実務研修受講試験実施について	2
受験にあたっての注意事項	7
試験会場案内図	8
受験資格要件及び添付書類	9
出題範囲及び試験内容について	13
受験に関するQ & A	15
出願書類チェック表.....	20
出願に関する提出様式(記入例添付)	21
封筒.....	巻末

感染症対策について

会場内はマスクを着用し、手指の消毒など、各自感染予防対策をお願いします。

※ 感染症への対策については、今後変更になる場合があります。また、それに伴い、当試験における感染症対策についても、変更が生じる可能性がありますので、事前に必ず公益財団法人 介護労働安定センター茨城支部ホームページをご確認ください。

表紙二次元コードから、または「介護労働安定センター茨城支部 ケアマネ試験」で検索してください。

試験願書提出までの流れ

近年、電話問合せが増えており、電話がつながりにくいことがあります。

この実施案内を一通りご確認くださいましてからご連絡ください。

1 「令和7年度茨城県介護支援専門員実務研修受講試験実施案内」を取り寄せるホームページからダウンロードする場合も必ず全ページを印刷して内容をご確認ください。

2 受験資格があるか確認する

- ① 茨城県で受験できるか。 (表紙)
- ② 従事業務・実務経験期間などが受験資格の規定を満たしているか。 (9～12ページ)

3 出願に必要な書類を「出願書類チェック表」に基づいて準備する。

(1) 出願者全員が準備するもの

- ① 「受験願書」(様式第1号-1, 2)に必要事項を記入する。 (23～24ページ)
- ② 「実務経験証明書」(様式第2号)を施設・事業所等に記入してもらう。 (26ページ)
- ③ 「証明写真」を1枚用意し、写真裏に氏名と生年月日を記入の上受験願書に貼る。
- ④ 「関連する国家資格等の免許証」「登録証」の写しを同封する。
- ⑤ 受験手数料を振込み、支払ったことが分かる証明書(振込金受取書または利用明細等)を受験願書に貼る。(振込先は5ページをご覧ください)※ATMで振込む場合は、必ず氏名の後に電話番号を入力すること。(例:カイゴタロウ 09000000000)

(2) 該当する出願者の方のみ準備するもの (28～29ページ)

- ・ (実務経験証明書の「代表者」欄が受験申込者本人の場合)代表者の氏名及び開業日、事業開始日等が確認できる書類(公的機関が発行したもの)「認可書」「指定通知書」「業務委託契約書」等の写し、または「開設証明願兼証明書(様式第3号)」の原本
- ・ (事業所のかけもち等、ダブルワークの期間がある場合)「従事日数内訳証明書(様式第4号)」

4 必要書類を確認し、書類一式を角型2号封筒に入れて提出する。

受付期間内(令和7年5月26日(月)～6月25日(水))(当日消印有効)に簡易書留にて郵送する。

※必ず出願書類チェック表(20ページ)にて不備がないか確認の上、チェック表を同封してください。

令和7年度茨城県介護支援専門員実務研修受講試験実施について

1 受験資格

※住所地が茨城県内にあっても、申込日現在受験資格対象の業務に就いており、勤務先が県外であれば、茨城県での受験資格はありません。 勤務地の都道府県で受験することになります。

(1) 受験対象者

受験対象者は保健・医療・福祉に関する法定資格に基づく業務または12ページのいずれかの相談援助業務で、通算で5年以上かつ900日以上の実務経験を有する方です。実務経験期間は、要援護者に対する直接的な対人援助を行った期間を通算して算定します。詳細については、「受験資格要件及び添付書類」（9ページ～）、「受験に関するQ&A」（15ページ～）を参照してください。

＜茨城県で受験できる方＞

- ① 現に茨城県内で受験資格対象の業務に従事している方。
- ② 住所地が茨城県内にあり、現在、受験資格対象の業務には従事していない方。

※複数の都道府県で試験を受けることはできません。

(2) 受験対象者についての留意点

介護保険法（平成9年法律第123号）第六十九条の二に定める以下の者は、試験に合格し介護支援専門員実務研修を修了しても、同項に定める登録を受けることが出来ないので留意してください。

介護保険法（平成9年法律第123号）抄 第六十九条の二

- 一 心身の故障により介護支援専門員の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの（※精神の機能の障害により介護支援専門員の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者）
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 三 この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 四 登録の申請前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者
- 五 第六十九条の三十八第三項の規定による禁止の処分を受け、その禁止の期間中に第六十九条の六第一号の規定によりその登録が消除され、まだその期間が経過しない者
- 六 第六十九条の三十九の規定による登録の消除の処分を受け、その処分の日から起算して五年を経過しない者
- 七 第六十九条の三十九の規定による登録の消除の処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に登録の消除の申請をした者（登録の消除の申請について相当の理由がある者を除く。）であって、当該登録が消除された日から起算して五年を経過しないもの

2 試験期日

令和7年10月12日(日) 午前10時開始

(受験者は、午前9時から午前9時30分の間に入室してください。)

3 会場

試験会場	所在地	会場案内図
茨城県立緑岡高等学校	水戸市笠原町1284	8ページ
水城高等学校	水戸市白梅2-1-45	

試験会場は、センターが指定します。指定した会場以外での受験は認められません。

なお、上記の試験会場は事情により追加又は変更する場合がありますので、試験会場は各自、後日送付される**受験票で確認**してください。

4 試験内容及び出題範囲

13、14ページの「出題範囲及び試験内容について」のとおりとします。

5 出願に関する書類 **※必ず出願書類チェック表にて確認の上添付すること。**

(1) 受験願書(様式第1号)(23、24ページ)

(2) 証明写真 1枚

出願前6ヶ月以内に上三分身(おおむね胸から上)を正面から撮影した写真を1枚用意し、裏面に氏名と生年月日を記入の上受験願書に貼り付けてください。(縦45mm・横35mm、脱帽した状態で無背景のもの。白黒可。)

(3) 実務経験証明書(様式第2号)(26ページ)

○ 施設、事業者等の長又は代表者が発行したもののみ有効です。

○ 実務経験を満たす基準日は試験日前日(10月11日)です。従事日数は1日の勤務時間が短い場合でも、1日勤務したものとして算定してください(半日程度を目安とする)。

また、日付をまたぐ勤務の日数については、事業所の出勤記録を基準として計算します。

○ 願書提出時に実務経験期間が受験資格を満たさない方は、試験前日までの見込みで「**実務経験証明書**」を提出し、試験終了後の**令和7年10月24日(金)※必着**までに、**確定した「実務経験証明書」(作成日は記入日とする)**を**特定記録郵便**で提出してください。**提出されない場合は、結果に関わらず試験を無効とします。**

○ 同法人内であっても、異動等により業務内容の変更(准看護師→看護師等の変更を含む)や勤務先の変更をされた場合、異動の前・後で用紙を分けてご提出ください。

(4) 受験資格に係る資格の取得を確認できるもの

(資格等免許証、登録証の写し(A 4 サイズに拡大・縮小して添付すること))

※過去受験票を貼付した方も、必ず提出すること。

(5) 実務経験証明書の「代表者」欄が受験申込者自身である場合に提出するもの(該当者のみ)

本人が発行した「実務経験証明書」に併せて、代表者の氏名及び開業日、事業開始日等が確認できる書類(公的機関に提出し受理されたもの)を添付してください。

- 開業許可書、認可書、届出書、指定通知書、業務委託契約書等の写し、または「開設証明願兼証明書」(様式第 3 号)の原本(28 ページ ※薬局、診療所、施術所、助産所開設者について、保健所にて発行)、等
ただし、社会福祉士や介護福祉士のように、その業務を行うにあたり許可、認可、届出制がなく、これらの証明書類が提出できない場合には、定期的(月次、年次等)報告書や業務日誌も証明書類として認められます。

(6) 従事日数内訳証明書(様式第 4 号)(29 ページ)(該当者のみ)

同一期間に複数の事業者にも所属している場合に限り必要です。「実務経験証明書」(様式第 2 号)と併せて、該当するすべての事業分を提出してください。

(7) 戸籍抄本等(原本)(該当者のみ)

婚姻等により「受験願書」と国家資格等の免許証、登録証等の氏名と現在の氏名が異なる場合は、証明書記載の氏名と現在の氏名がわかる戸籍抄本(原本)※戸籍謄本も可を添付してください。

【注意事項】

- 免許証、登録証等を除く添付書類は、出願前 3 ヶ月以内に発行されたもののみ有効です。
- 国家資格等を有する者の当該資格に係る免許証、登録証等の写しを添付する際は、表面及び裏面(記載がある場合)ともに添付してください。
- 受験願書書類等に不明な点がある場合、勤務先等に連絡し確認させていただくことがあります。出願書類に不備等がある場合の追加書類等については、特定記録郵便にて 8 月 22 日(金) 必着で提出してください。
- 申込受付後、願書等全ての提出書類は返却いたしません(審査不通過者を除く)

6 身体障害者等に対する受験特別措置について

身体障害や病気、怪我、妊娠等により、受験時に特別な配慮を要する場合、受験者からの希望により、基準に基づき特別の措置を行うことができますので、願書の配慮希望欄に具体的にご記入ください。特別措置に申請書が必要となる場合は、必要書類を郵送しますので、ご記入の上センターの指定する期日までにご返送ください。

なお、試験当日の申告については原則、対応できません。

7 受験願書等作成上の注意

黒又は青インクのボールペンを使用の上、楷書で正確に記入してください。また、数字はすべて算用数字を用いてください。

消えるボールペンは絶対に使用しないでください。

8 受験手数料

金額を誤って振り込まれる方が毎年おられます。お間違えのないよう必ず振り込み前に金額の確認をお願いします。

(1) 受験手数料

9,400円（振込手数料は自己負担）

(2) 振込先

みずほ銀行 東京営業部 普通口座番号 2637221

口座名 公益財団法人介護労働安定センター

現金自動預払機（ATM）でお振込みの場合は、必ず氏名の後に電話番号を入力してください。

（例：カイゴタロウ 090000000000）

(3) 振込期間

令和7年5月26日（月）～令和7年6月25日（水）※期限後振込無効

(4) 返還について

原則として、受験手数料(9,400円)の返還はいたしません。

但し、以下の場合に限り、受験手数料を返還することが出来ます。

○ 受験資格審査の結果、受験資格が無かった場合。

※ **振込金受取書等の原本、またはネットバンキングによる入金情報（画面のスクリーンショット可）が提出されない場合は返還できません。**

※ **返還にかかる手数料は本人負担となります。また、現金での返還は出来ません。**

※ **令和7年10月31日（金）※必着**までに手数料返還に必要な書類の提出がされない場合は返還ができなくなりますのでご注意ください。

(5) 金額を誤って振り込んだ場合について

センターへ速やかにご連絡ください。手続きについてご説明します。

（正しい金額の振込と誤った金額の返還手続きを行っていただきます）

9 受験願書の受付

(1) 受験願書受付期間及び受付方法

令和7年5月26日（月）～令和7年6月25日（水）まで（※当日消印有効）に簡易書留郵便で送付されたもののみ受け付けます。

なお、提出書類は全てコピーをとり、ご自身でも保管してください。

(2) 送付先

〒310-0021 水戸市南町3-4-10 水戸FFセンタービル6階

公益財団法人 介護労働安定センター茨城支部

介護支援専門員実務研修受講試験 事務局 行

(3) その他

○ 出願書類の提出については、**角形2号封筒に送付先、差出人住所及び氏名を明記し、必ず簡易書留郵便で送付してください。**封筒には複数名の願書を同封しないでください。

10 受験票の交付

受験願書を受付後、内容審査を経て9月中旬～下旬頃に受験票を送付します。（受験願書に記入した住所地宛てに送付しますので、建物名、部屋番号等省略せず正確に記入してください。）

令和7年9月30日（火）までに未着の場合は、介護労働安定センター茨城支部 ケアマネ試験担当（029-227-1215）にお問い合わせください。

11 受験申込後の記載内容の変更

受験申込後に、氏名・住所・連絡先等受験願書の記載事項に変更があった場合は、速やかに「茨城県介護支援専門員実務研修受講試験受験願書記載事項変更届」（様式第5号）（30ページ）を、介護労働安定センター茨城支部宛てに特定記録郵便で提出してください。試験終了後、合格発表までに変更（予定を含む）がある場合も同様に変更届の提出をお願いします。（※発送事務の手続き上11月13日（木）以降に届いた分については反映できなくなりますのでご了承ください）受験票その他の郵送物がお手元に届かない恐れがあるため、変更届の提出とあわせて郵便局へ転居届の提出をお願いします。（変更届の提出のタイミングによっては、行き違いで変更前の住所に受験票等が発送される可能性があります）

12 合格発表

(1) 日 時

令和7年11月25日(火)午前10時

(2) 方 法

合格者の受験番号を、介護労働安定センター茨城支部ホームページに掲載します。
また、合格発表当日、受験者に合格者受験番号一覧と結果通知書を発送します。

13 合格の取り消し

受験申込に当たって虚偽又は不正の事実があった場合、試験中に不正行為が行われた場合等については、合格を取り消すものとします。

14 個人情報の取り扱い

当研修受講試験について取得した個人情報は、適正に取り扱うとともに、当研修受講試験及び介護支援専門員実務研修以外の利用はいたしません。

受験にあたっての注意事項

(1) 試験当日持参するもの

- ・ 受験票
- ・ 鉛筆(HB) ボールペンは使用できません
- ・ プラスチック消しゴム
- ・ 上ぐつ（試験会場が緑岡高等学校の場合）

* 試験室内に時計が設置されているとは限りませんので、必要な方は各自で時計をご用意ください。なお、携帯電話やスマートウォッチ等の携帯情報端末を時計代わりに使用することはできません。

(2) 試験室における注意事項

- ① 試験に関する諸注意を行いますので、午前9時から午前9時30分までに着席してください。（午前9時以前の入場はできません）
- ② 試験日当日発熱や感染症を疑う体調不良がある場合は受験をお控えください。また、感染症による当日の受験可否は、学校保健安全法に基づき判断します。不明な場合はお問い合わせください。
- ③ 着席後は、机の通路側に受験票を置き受験番号を明示してください。
- ④ 試験問題の内容に関する質問には一切お答えいたしません。
- ⑤ 身体の不調等、不測の事態が生じた場合は、着席のまま手を挙げて試験監督員に申し出てください。
- ⑥ 試験問題は持ち帰ることができます。（試験問題の表紙に受験番号を記入してください）
- ⑦ 受験に際して不正行為を行った者、秩序を乱す者等に対しては、退室を命じるとともに、採点を除外する場合があります。

(3) その他の注意事項

- ① **駐車場はありません。必ず公共交通機関を利用ください。**

なお、**路上駐車や違法駐車**は周辺地域の迷惑となるほか、警察署からも固く禁じられていますので、絶対にしないでください。万一、道路・近隣店舗等への違法駐車や無断駐車等があった場合には、**試験中であっても退室**を命じ、車を移動していただきます。**再入室はできません。**

また、交通渋滞をきたしますので、**自家用車での送迎はご遠慮ください。**

- ② 試験会場の建物内の下見はできません。

なお、試験当日は試験室及び試験に関係する場所以外は立ち入らないでください。

- ③ 試験会場での飲食及び喫煙は禁止します。

また、試験会場に設置されているゴミ箱等も使用を禁止します。

- ④ 合格発表及び実務研修にて受験番号等の確認をする際に受験票が必要になります。受験票は試験終了後も大切に保管してください。

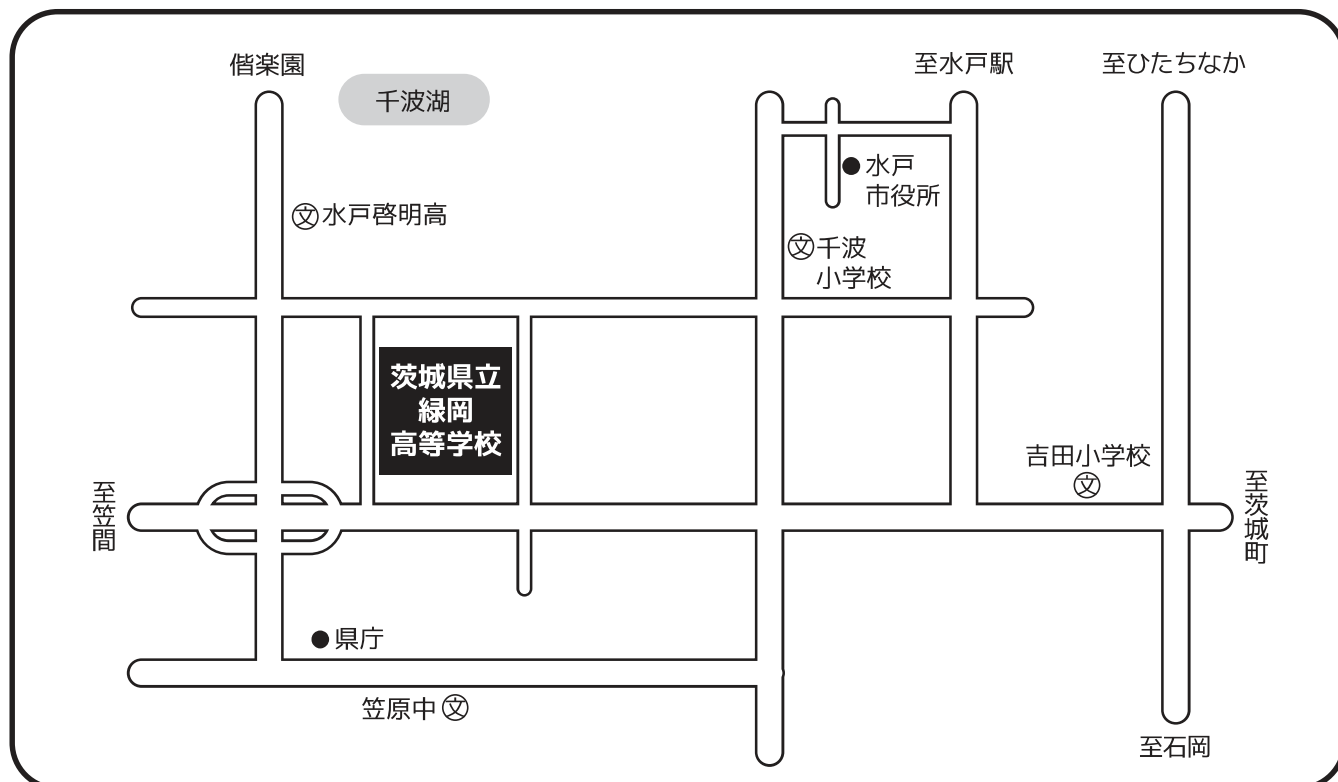
- ⑤ 会場によっては空調が入りません。当日は気候に合わせた服装でおいでください。

- ⑥ 試験当日までに、日程や実施方法等に変更がある場合は、介護労働安定センター茨城支部のホームページにお知らせを掲載いたしますので、事前に必ずホームページをご確認ください。

試験会場案内図

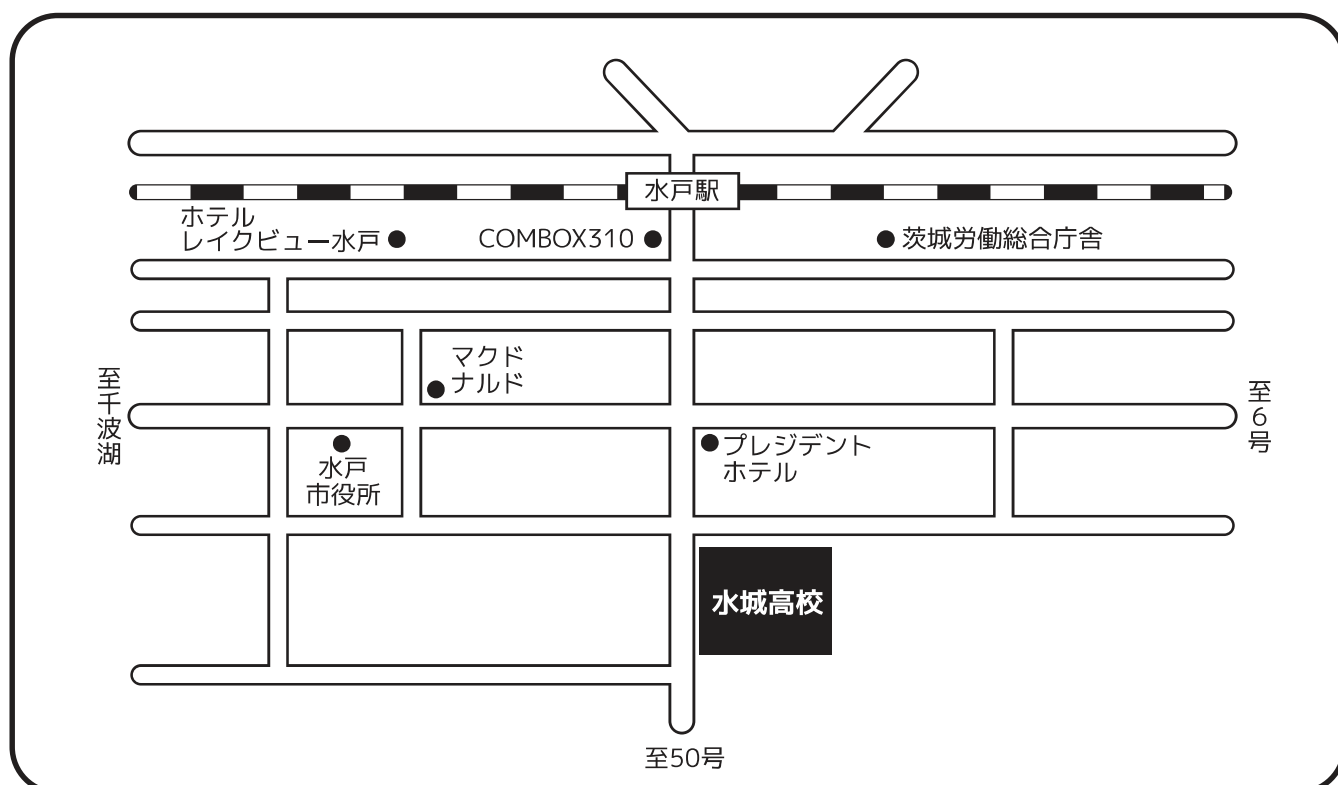
※どちらの会場も駐車場はありません。公共交通機関をご利用ください。

●茨城県立緑岡高等学校（水戸市笠原町1284）



※茨城県立緑岡高等学校は土足厳禁の為上ぐつを持参し、外ぐつは各自持参した袋に入れ保持してください。

●水城高等学校（水戸市白梅2-1-45）



※水城高等学校は外ぐつのまま入場できますので上ぐつは不要です。

受験資格要件及び添付書類

次の１または２の要援護者への対人援助業務に従事した期間が、通算して５年以上かつ実勤務日数が９００日以上ある者

１．保健・医療・福祉に関する以下の法定資格に基づく業務

※法定資格**取得後（登録日）**から**試験前日**までの実務経験を算入できます。

※要援護者に対する**直接的な対人業務ではない**期間は実務経験には**含まれません**。

（例．医師の研究職、栄養士の献立作成・調理業務、教員、営業、事務 等）

資格コード	国家資格	対象者および業務内容	根拠法令
1001	医師	医師として医療及び保健指導を掌ることによって、公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もって国民の健康な生活を確保する業務に従事する者	医師法
1002	歯科医師	歯科医師として歯科医療及び保健指導を掌ることによって、公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もって国民の健康な生活を確保する業務に従事する者	歯科医師法
1003	薬剤師	薬剤師として調剤、医薬品の供給その他薬事衛生を掌ることによって、公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もって国民の健康な生活を確保する業務に従事する者	薬剤師法
1004	保健師	保健師として厚生労働大臣の免許を受けて、保健師の名称を用いて、保健指導に従事する者	保健師助産師 看護師法
1005	助産師	助産師として厚生労働大臣の免許を受けて、助産又は妊婦、じょく婦もしくは新生児の保健指導に従事する者	
1006	看護師	看護師として厚生労働大臣の免許を受けて、傷病者もしくはじょく婦に対する療養上の世話又は診療の補助に従事する者	
1007	准看護師	准看護師として都道府県知事の免許を受けて、医師、歯科医師又は看護師の指示を受けて、傷病者もしくはじょく婦に対する療養上の世話又は診療の補助に従事する者	
1008	理学療法士	理学療法士として厚生労働大臣の免許を受けて、理学療法士の名称を用いて、医師の指示の下に、理学療法に従事する者 ※理学療法：身体に障害のある者に対し、主としてその基本的動作能力の回復を図る為、治療体操その他の運動を行わせ、及び電気刺激、マッサージ、温熱その他の物理的手段を加えること	理学療法士及び作業療法士法

1009	作業療法士	作業療法士として厚生労働大臣の免許を受けて、作業療法士の名称を用いて、医師の指示の下に、作業療法に従事する者 ※作業療法：身体又は精神に障害のある者に対し、主としてその応用的動作能力又は社会的適応能力の回復を図るため、手芸、工作その他の作業を行わせること	理学療法士及び作業療法士法
1010	社会福祉士	社会福祉士として登録を受け、社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上もしくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連絡及び調整その他の援助に従事する者	社会福祉士及び介護福祉士法
1011	介護福祉士	介護福祉士として登録を受け、介護福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき心身の状況に応じた介護を行い、並びにその者及びその介護者に対する介護に関する指導に従事する者 ※資格コード 2000 番台以外の相談援助業務を含む ※介護業務や看護補助は身体介護を含む内容であること。直接要援護者に触れない間接業務や生活援助のみの場合は除く。	
1012	視能訓練士	視能訓練士として厚生労働大臣の免許を受けて、視能訓練士の名称を用いて、医師の指示の下に、両眼視機能に障害のある者に対するその両眼視機能の回復の為の矯正訓練及びこれに必要な検査に従事する者	視能訓練士法
1013	義肢装具士	義肢装具士として厚生労働大臣の免許を受けて、義肢装具士の名称を用いて、医師の指示の下に、義肢及び装具の装着部位の採型並びに義肢及び装具の製作及び身体への適合に従事する者	義肢装具士法
1014	歯科衛生士	歯科衛生士として厚生労働大臣の免許を受けて、歯科医師（歯科医業をなすことのできる医師を含む）の指導の下に、歯牙及び口腔の疾患の予防処置として次に掲げる行為に従事する者 一.歯牙露出面及び正常な歯茎の遊離縁の付着物及び沈着物を機械的操作によって除去すること 二.歯牙及び口腔に対して薬物を塗布すること 三.歯科保健指導をなすこと 四.歯科診療の補助を行うこと	歯科衛生士法

1015	言語聴覚士	言語聴覚士として厚生労働大臣の免許を受けて、言語聴覚士の名称を用いて、音声機能、言語機能又は聴覚に障害のある者についてその機能の維持向上を図るため、言語訓練その他の訓練、これに必要な検査及び助言、指導その他の援助に従事する者	言語聴覚士法
1016	あん摩マッサージ指圧師	厚生労働大臣より、あん摩マッサージ指圧師免許を受け、あん摩に従事する者	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律
1017	はり師	厚生労働大臣より、はり師免許を受け、はりに従事する者	
1018	きゅう師	厚生労働大臣より、きゅう師免許を受け、きゅうに従事する者	
1019	柔道整復師	柔道整復師として厚生労働大臣の免許を受けて、柔道整復に従事する者。 ※整体師、カイロプラクティック師としての業務は該当しません	柔道整復師法
1020	栄養士・管理栄養士	＜栄養士＞ 都道府県知事の免許を受けて、栄養士の名称を用いて栄養の指導に従事する者。 ＜管理栄養士＞ 厚生労働大臣の免許を受けて、管理栄養士の名称を用いて、傷病者に対する療養のため必要な栄養の指導、個人の身体の状態、栄養状態等に応じた高度の専門的知識及び技術を要する健康の保持増進のための栄養の指導並びに特定多数人に対して継続的に食事を供給する施設における利用者の身体の状態、栄養状態、利用の状況等に応じた特別の配慮を必要とする給食管理及びこれらの施設に対する栄養改善上必要な指導等に従事する者	栄養士法
1021	精神保健福祉士	精神保健福祉士として登録を受け、精神保健福祉士の名称を用いて、精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもって、精神科病院その他の医療施設において精神障害の医療を受け、また精神障害者の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設を利用している者の地域相談支援の利用に関する相談その他の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助に従事する者	精神保健福祉士法

【添付書類】

- (1) 施設、事業者等の長又は代表者が発行する「実務経験証明書」(様式第2号)。
- (2) 国家資格等を証明できる免許証、登録証等の写し(表面・裏面とも添付のこと)。
なお、国家資格等を複数取得している者は、各資格証を添付する。

2 以下のいずれかの相談援助業務

資格コード	施設の種別	職種（職名）	根拠法令
2001	特定施設入居者生活介護	生活相談員	介護保険法
	地域密着型特定施設入居者生活介護	生活相談員	
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	生活相談員	
	介護老人福祉施設	生活相談員	
	介護予防特定施設入居者生活介護	生活相談員	
2002	介護老人保健施設	支援相談員	
2003	指定計画相談支援事業	相談支援専門員	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
	指定障害児相談支援事業	相談支援専門員	児童福祉法
2004	生活困窮者自立相談支援事業	主任相談支援員	生活困窮者自立支援法

※2001番の施設以外の生活相談員、2002番以外の支援相談員は含まれません。

【添付書類】

施設・事業所等の長又は代表者が発行する「実務経験証明書」（様式第2号）。

※1.2のいずれの受験資格の場合も、実務経験証明者と受験申込者本人が同一の場合は、受験申込者本人が発行した「実務経験証明書」を客観的に証明できる書類（開業許可書、認可書、届出書、業務委託契約書等の写し、開設証明願兼証明書の原本等）が必要です。

出題範囲及び試験内容について

1 出題範囲

下記の「介護支援専門員実務研修受講試験の試験問題出題範囲の概要」を参照

2 試験内容

(1) 出題方式

五肢複択方式とする。

(2) 出題数、試験時間等

ア 出題数、試験時間

区 分		問題数	試験時間
介護支援分野	介護保険制度の基礎知識 要介護認定等の基礎知識 居宅・施設サービス計画の基礎知識等	25問	120分 (原則10時～12時) ※点字受験者(1.5倍)
	保健医療福祉 サービス分野	20問 15問	180分 ※弱視等受験者(1.3倍)
合 計		60問	156分

イ 遅刻者の入室許可は、試験開始後30分までとし、それ以降は認めない。

なお、気象状況、交通事故等により多数の受験者が定刻に出席できないときは、その状況、回復の見通し等を確認の上、試験総本部において判断すること。

ウ 退室可能時間は、試験開始30分後からとし、それ以前は認めない。

(3) 採点方法

介護支援分野と保健医療福祉サービス分野のそれぞれの分野で、別途、都道府県知事又は登録試験問題作成機関が設定する一定割合以上の正答の場合に合格とする。

(別表)

「介護支援専門員実務研修受講試験の試験問題出題範囲の概要」

介護保険法別表の科目	区分	大項目
一 この法律その他関係 法令に関する科目	1 基本視点	1 介護保険制度導入の背景 2 介護保険と介護支援サービス
	2 介護保険制度論	1 介護保険制度論
二 居宅サービス計画、 施設サービス計画及び 介護予防サービス計画 に関する科目	3 ケアマネジメント機能論	1 ケアマネジメント機能論 2 介護支援サービス方法論 3 介護予防支援サービス方法論 4 施設介護支援サービス方法論
三 介護給付等対象サ ービスその他の保健医療 サービス及び福祉サ ービスに関する科目	4 高齢者支援展開論 (高齢者介護総論)	1 総論Ⅰ 医学編 2 総論Ⅱ 福祉編 3 総論Ⅲ 臨死編
	5 高齢者支援展開論	1 訪問介護方法論

三 介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス及び福祉サービスに関する科目	5 高齢者支援展開論 (居宅サービス事業各論)	2 訪問入浴介護方法論
		3 訪問看護方法論
		4 訪問リハビリテーション方法論
		5 居宅療養管理指導方法論
		6 通所介護方法論
		7 通所リハビリテーション方法論
		8 短期入所生活介護方法論
		9 短期入所療養介護方法論
		10 特定施設入居者生活介護方法論
		11 福祉用具及び住宅改修方法論
		6 高齢者支援展開論 (地域密着型サービス事業各論)
	2 夜間対応型訪問介護方法論	
	3 地域密着型通所介護方法論	
	4 認知症対応型通所介護方法論	
	5 小規模多機能型居宅介護方法論	
	6 認知症対応型共同生活介護方法論	
	7 地域密着型特定施設入居者生活介護方法論	
	8 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護方法論	
	9 複合型サービス方法論	
	7 高齢者支援展開論 (介護予防サービス事業各論)	1 介護予防訪問入浴介護方法論
		2 介護予防訪問看護方法論
		3 介護予防訪問リハビリテーション方法論
		4 介護予防居宅療養管理指導方法論
		5 介護予防通所リハビリテーション方法論
		6 介護予防短期入所生活介護方法論
		7 介護予防短期入所療養介護方法論
		8 介護予防特定施設入居者生活介護方法論
		9 介護予防福祉用具及び介護予防住宅改修方法論
	8 高齢者支援展開論 (地域密着型介護予防サービス事業各論)	1 介護予防認知症対応型通所介護方法論
		2 介護予防小規模多機能型居宅介護方法論
		3 介護予防認知症対応型共同生活介護方法論
	9 高齢者支援展開論 (介護保険施設各論)	1 指定介護老人福祉施設サービス方法論
		2 介護老人保健施設サービス方法論
		3 介護医療院サービス方法論
	10 高齢者支援展開論 (社会資源活用論)	1 公的サービスおよびその他の社会資源導入方法論
四 要介護認定及び要支援認定に関する科目	11 要介護・要支援認定特論	1 要介護認定の流れ
		2 一次判定の仕組み
		3 二次判定の仕組み
(注) この表に掲げる項目は、介護保険法、関連法令に規定されたもの及びその関連通知で基礎的な知識及び技能を有することの確認のために必要な内容を含むものとする。		